

# 全国自立援助ホーム協議会 倫理綱領

～理念～

私たち自立援助ホームは、この困難の中にいる子どもたちのために私たちは何が出来るのであろうかということ常を覚え、私たち自らが人としての生き方を真摯に求めながら、人としての尊厳を持って子どもたちと関わり、私たちが愛着の対象者とされ、ひとりひとりの子どもが、生き生きと生活し、安心できる生活の場を提供し、子どもの能力、年齢に応じた発達を取り戻せるよう援助し、子どもたちが、この世にかけがえのない存在であることを自らが感得し、自分を肯定的に見つめ、大人との信頼関係を通じて、社会で生き抜いていける力をエンパワーすること、そして自立援助ホームが子どもたちの安全基地とされ、子どもたちから関係を断ち切らない限り援助し続けることを言明します。そして、常に自己の援助姿勢・方法等を見直していくものとして、ここに自立援助ホームの援助の基本である「倫理綱領」を定め、私たちの指針とします。

## 第1条「生命の尊厳」

私たち自立援助ホームは、ホームで生活する子どもたちの生命・身体の安全及び自由に對する権利を最大限に尊重し、安心感に溢れた暮らしと援助を心がけ子どもたちをかけがえのない存在として大切にします。

## 第2条「人権の擁護」

私たち自立援助ホームは、ホームで生活する子どもたちに対して人種、性別、身体的・精神的症状、宗教的文化的背景などによって絶対に差別せず、権威にならず、体罰、暴言は行いません。また、他からのいかなる人権侵略も許さず、子どもたちの人権を守るために毅然と対応します。

## 第3条「安心・安全の保障」

私たち自立援助ホームは、援助者・支援者・共に生きる人間としての自覚を持ち、ホームで生活する子どもたちの最善の利益を優先します。また衣食住の提供のみにあらず、愛着障害を抱えた子供たちの癒し・育て直しの場として、毎日の生活に安心感を持ち、人への信頼感を取り戻し、自尊心を獲得できる心の安全基地となるホームの暮らしを目指します。

#### 第4条「主体性・自己決定権の尊重」

私たち自立援助ホームは、ホームで生活する子どもたちに一人ひとりの個性・主体性・可能性を尊び、励ましと称賛を忘れず、自らが選択、決定し行動できるまで待ち、失敗を繰り返しながら学び成長して行くことを見守り援助します。

#### 第5条「説明責任と傾聴」

私たち自立援助ホームは、ホームで生活する子どもたちにとって必要な情報を適切にわかりやすく説明し、ともに考え、子どもたち自らが意思決定ができるよう援助します。

#### 第6条「プライバシーの保護」

私たち自立援助ホームは、ホームで生活する子どもたちのプライバシーを最大限尊重するとともに、プライバシーの保護（秘密保持、私物の管理及び私的空間と時間の確保）に配慮し、そのための環境を整えるよう努力します。また、子どもたち同士がお互いにプライバシーを尊重できるよう援助します。

#### 第7条「支援の継続」

私たち自立援助ホームは、ホームを退去した子どもたちへの援助を可能な限り継続し、子どもたちが大人への信頼関係を通して、生きがいのある充実した人生が送れるように支援します。また、退去した子どもたちが困った時には、いつでも相談できるような関係づくりを目指します。

#### 第8条「職員間の連携」

私たち自立援助ホームは、職員互いの能力、力量、個性を尊重し、助け合い、清潔感と潤いのある生活空間を心がけ、あたたかで家族的な雰囲気が提供できるよう配慮します。また、ともに過ごす日々の生活の積み重ねを大切にし、子どもたちにとって安心できる存在となれるよう努力します。

#### 第9条「地域社会への働きかけ」

私たち自立援助ホームは、ホームで生活する子どもたちが社会の一員として生活して行くために、理解や協力が得られるように地域や関係機関にはたらきかけます。また、子どもたちが社会の一員として公共のルールやマナーを遵守し、地域社会の中で生きていくための支援を行います。

#### 第10条「関係機関との連携・協働」

私たち自立援助ホームは、ホームで生活する子どもたちの最善の利益を保証するため、必要な社会資源を活用し自己実現を図ることが出来るよう、関係機関と、積極的に連携・協働します。また、子どもたちが希望する資格取得等への積極的な情報提供を行います。

#### 第11条「援助内容の振り返り」

私たち自立援助ホームは、施設サービスに関する不服・苦情を真摯に受け止め、第三者委員会等を設置するなどして、ホームで生活する子どもたちの権利擁護及びホーム運営の適正化を図ります。

#### 第12条「専門性の向上」

私たち自立援助ホームは、援助者としての専門的役割と使命を自覚し、絶えずスーパービジョン、教育・研修を重ね援助方法の改善と専門性の向上を図ります。また、自立援助ホーム間においても子どもたちの自立を援助する仲間として、共感を持って積極的に交流及び情報交換を行います。